

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03080

研究課題名（和文）裁判・弁護士利用率の変遷の規定要因（国内各地の比較研究を中心に）

研究課題名（英文）On Regional Differences Litigation Rates in Postwar Japan and their Determining Factors

研究代表者

馬場 健一 (Baba, Ken-ichi)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：30238224

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000 円

**研究成果の概要（和文）：**この3年の間、研究実施計画に照らし本研究を順調に進めることができた。沖縄の訴訟統計について、これまで誰も検討してこなかった新しい発見を行い、また全国の各地域の、訴訟利用や司法制度利用のありようについて、新規性のある、また理論的にも注目すべき研究成果が蓄積された。最終年においては、これまで集めた知見を包括的な視点からまとめるとともに、今後に展開されるべき新しい領域を開拓していくことができ、新しく得た離島調査のデータも踏まえ、充実したものとすることができた。その中で、認定司法書士による簡裁代理の地方差という新課題を発見し、本年度の新規の科研費獲得につなげた。

**研究成果の概要（英文）：**In the last three years, this research has been successful in a well-designed manner based on the initial research plan. I have made new discoveries about the lawsuit statistics of Okinawa in a way no one could have been reviewed so far. And I have also formulated and accumulated some new and theoretically intriguing aspects of the use of litigation, mediation and other dispute resolution methods in the judicial systems in various regions of the country. In the final year, I have been able to develop new academic research fields that are expected to be developed in the future, as well as collecting knowledge from a comprehensive viewpoint. In doing so, I discovered new issues, such as regional differences in legal representation rates by a certified judicial scriveners in summary courts, which led to the acquisition of new grant this year.

研究分野：法社会学

キーワード：沖縄 司法 米国統治 民事裁判 民事調停 認定司法書士の簡裁代理 弁護士 司法過疎

### 1. 研究開始当初の背景

先進諸国の中で日本の裁判利用率が顕著に低い原因を巡っては、法意識・法文化といった主観的・間主観的要因に原因を求める立場(文化説)、制度のありように原因を求める立場(制度説)、利用者の合理的選択の結果だとする立場(合理的選択説)、それらを統合的に考える立場(統合説)が存在する。しかしながら具体的データを用いてこれら各理論の妥当性を実証的に検証した研究は、いまだ十分とは言い難い状況であった。日本各地の地方裁判所・簡易裁判所の裁判利用、弁護士代理のありようさらには超低利用などの時系列的変化や各地間の比較し、さらに占領期・返還後を通じた沖縄における司法利用のありかたの変化に注目し、それを本土各地のデータと比較検討することで、この古典的論争に、新しい視点と情報を加えることができ、ひいては日本の法的紛争処理のありようについての有益な知見を得ることができると考えた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、国内各地の人口あたりの訴訟利用率や弁護士利用率の通時的変遷、特に顕著な特徴を持つ返還後の沖縄とその他の地域との差異を実証的に比較検討することを通じて、日本の紛争処理のありように新しい光を当てようと試みるものである。日本の紛争処理の実態に新しい光を当て、司法制度利用率の低さの原因をめぐる議論に新しい素材と理論的視点を提供しようと試みるものである。すなわち、戦後日本の訴訟利用形態の変動を、地域ごとの訴訟率や弁護士利用率の変遷の中に探し、特に返還直後は顕著な固有の特徴を示していた沖縄が、漸進的に本土各地と近接していくことに着目しその原因を検討する。こうした地域ごとの通時的・共時的比較研究を通じて、日本の司法制度利用の阻害要因を探ろうとするものである

### 3. 研究の方法

まず司法統計などに基づき、都道府県別の戦後の地裁・簡裁利用率と弁護士代理率の変遷を包括的に同定し、そこにおける各種特徴を類型化しその規定要因を仮説的に検討した。次に沖縄の占領中、戦後の司法制度利用の実態・動態の特徴を、入手困難な琉球司法統計などを国会図書館にまで出向き関係資料を複写依頼することなどしたことも含め情報収集を行い、その内容を分析し、日本の他地域や全国的傾向との異同を確定し、それを説明する理論的仮説を検討した。さらに数字だけからでは見えてこない実態を、現地の法律家や裁判所に対する訪問調査や記録の収集検討によってより正確にかつ深く理解するよう努めた。

沖縄本島および、宮古島、八重山諸島において現地調査を行い、弁護士、司法書士、弁護士会、司法書士会、裁判所、法テラス、公設事務所、検察庁、公民館などを訪問しインタビュー調査を行った。

それらを通じて仮説の妥当性を検証とともに、その結論を従来の低訴訟率をめぐる諸議論と突き合わせることで、その射程や妥当性を測り、理論の発展・深化を追求した。以上の研究成果を適切なかたちで発表とともに、司法制度改革等への政策的示唆についても検討した。

こうした方法の特色は、国内の一地域の歴史的経験を素材に、実証的手法によって、古典的論争に、従来とは異なる光を当て、法と社会に関わる理論と認識の深化をはかる点にある。戦後の司法統計を用いた実証研究にはいくつか先行研究があるが、沖縄は例外的なものとしてそこからは除外されてきた。本研究では逆に、あえて例外とされたものに着目し、そこに目を凝らした。社会科学的に有意義な視角は、平均値や代表的傾向性、共通性からではなく、例外状況や特異値、周縁性の中からこそ析出されることがままある。島嶼地

域というだけでなく、固有の歴史を持ちなが  
ら、近代以降その否定の上に本土への統合が  
進められ、次いで第二次大戦で捨て石とされ  
焦土と化し、さらに米国の統治下におかれた  
特異な歴史的経験をもつ沖縄の法と社会のあ  
りようは、日本の法と社会を逆照射する光源  
となった。沖縄における司法統計を分析する  
前提として、その司法のたどってきた歴史、  
特に米国統治下の司法や法律家の有り様につ  
き、検討した。次に、米国統治時代を含む戦  
後の司法統計等をもとに、弁護士数や各種の  
訴訟率といった先行研究においても論じられ  
てきた計量的データを分析し、その特質につ  
いて検討した。さらに近年導入され、これまで  
あまり検討されてこなかった簡易裁判所に  
おける司法書士代理の状況について、検討を  
試みた。さらに訴訟だけでなく、簡裁の民事  
調停の利用率についても分析した。これらに  
者については、これまで知られていなかった  
沖縄に顕著な特色が見られた。こうした実証  
的数据の分析を踏まえ、こうした諸特徴、  
施政権復帰前後の連續性と断絶性、また本土  
との共通性と異質性といった諸側面につき、  
分析を試みた。

#### 4. 研究成果

まず、都道府県別の戦後の地裁・簡裁利  
用率（人口10万人あたりの提訴件数）とそれぞ  
れにおける弁護士代理率（人口10万人あたり  
の弁護士代理訴訟件数）の変遷を包括的にあ  
とづけ、そこにおける各種特徴とその規定要  
因とを検討した。この訴訟率や弁護士代理率  
は、都市部で高く地方では低い、といった単  
純なものではなく、地域ごと、また時系列的に  
みても、各種の特徴や変遷が見られる。次に  
沖縄の占領期、返還後の同様の司法の利用状  
況を調査検討し、復帰直後の沖縄の裁判所の  
利用のあり方が、いくつかの点で本土の状況  
とは顕著な差を見せていたこと、こうした差  
異が、即座にではなく一定の時間の経過とと

もに徐々に消えていくこと、等を検証した。

具体的には、弁護士が1960年台に増大  
し、大阪並みに増えながら、返還後は全く増  
加が止まり、近年の司法改革・弁護士増の中  
でも増加率が小さく、本土の一地方並化した  
ことが明確に示された。次に琉球政府裁判制  
度の運営・主催は、米国法曹によるものでは  
なく、あくまで沖縄=琉球法曹の手に委ねら  
れていたものであるが、敗戦による占領統治  
でありながら、これが逆説的にそれまでの本  
土のエリート統治（「やまとんちゅ」による  
「大和世（やまとゆ一）」）を暫定的に終わ  
らせ、米国統治（「アメリカ世」）の枠の中  
ではありながら、沖縄人（「うちなんち  
ゅ」）による司法（広くは統治一般）を実現  
しているという側面があり、一種の分権司  
法・地方自治的司法という本土が経験してい  
ない、ある意味時代に先駆けた体制ともこん  
に理解しうる側面があることも示された。  
次に、米国統治下ではほとんど全くといつて  
よいほど利用されてこなかった民事調停が、  
復帰後数年で本土並みに使われるようになり  
さらに近年では全国的にも突出した利用率と  
なってきたことが示され、日本人は訴訟より  
調停を好むという「日本人の法意識」説、い  
わゆる文化説では説明のつかない重要な事例  
があることが初めて明示的に示された。同様  
にまた訴訟上の和解についても復帰前後で増  
加がみられることなどが見出された。このよ  
うな返還後の司法利用の変化は、司法制度利  
用のこれまでの法社会学的説明枠組に重要な  
問題提起と課題をつきつけるものであることを  
示した。なぜ復帰前はほとんど利用されな  
かったのか、またなぜ復帰後速やかに「本土  
並み」化したのか、現在日本の一地域とされ  
る地方で、戦後しばらくの間、調停がほとん  
ど使われず、比率でいけば訴訟のほうが圧倒  
的に多かった時期があったこと、またその後  
それが変化し、調停が大いに利用されるよう  
になったこと、という事実のもつ法社会学的

示唆は大きいものであった。「白黒をあきらかにする」「権利的」な訴訟手続が優勢であり、「丸く収める」「非権利的」調停手続がほとんど利用されない過去から、後者が活発に利用されるようになる現在へ、という流れは、訴訟利用や調停手続に関する人口に膚浅した法社会学の知見の例外をなすものといえるからである。

また沖縄では、近年の地裁の本人訴訟率が大きく、簡裁ではそれほどでもない。他方で地裁では本人訴訟率が高い。簡裁の低さは、その多くが、新しく導入された司法書士代理によって本人訴訟が代替されているためであり、この司法書士代理率の高さも、調停利用と同様、全国一であった。これは沖縄が多重債務者が全国多い地域だったこと、弁護士増を受け入れず、弁護士が多重債務問題対応について大きな枠割を果たしていなかったことそれを埋めたのが司法書士であること、などが示された。（またこれらの知見は、全国各地における簡裁における司法書士代理の地域差の比較とその分析という、本研究当初は想定していなかった新しい研究課題の発見につながり、本研究課題終了後の2018年度からの新科研課題につながることとなった。）

その上でそのような状況や、変化などがもたらされた原因について、経験的に調査・検討し、そこでの知見が訴訟利用についての上記の法社会学理論・紛争研究にもちうる意義について検討した。さらに沖縄とそれ以外の地域比較でえられたこうした理論的・方法論的・実証的知見を、1)で示した全国各地間の差異や時系列的変遷にも適用し、それがより一般的な現象にも適用可能なものであるかどうか検証し、結論や理論の妥当性の射程を測りなおすことで、より普遍的な説明理論の構築や経験的研究の蓄積を試みた。その結果、司法制度の管理者・媒介者である法律家の役割を強調する「法曹ヘゲモニー説」とでも呼

ぶべき、全く新しい司法利用のあり方についての理論的視角視角の導入が提唱された。

こうした理論的・経験的分析を通じて、司法制度の利用と紛争処理のありようと規定する要因の複合性とダイナミズムとを明らかにし、こうした社会科学的調査研究によって法社会学や紛争研究に有益な学術的寄与を行った。理論面と経験面とにおける学問的深化への寄与に加え、法律家の意識・価値観などが独自に裁判利用の多寡を決めうるものであることを示すことで、現在の弁護士人口増問題を巡る議論等に対しても、政策的・実践的示唆をもたらすものであった。またこうした理論的検討を超えて、沖縄における法と社会研究がもつ、より根源的な重要性についても問題提起することができた。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

### 〔雑誌論文〕（計1件）

馬場 健一「訴訟率の地域差とその規定要因について特に本人訴訟率における多元的説明の試みー」『法社会学』、査読有、83号2017、173-196

### 〔学会発表〕（計3件）

1) 馬場 健一「各地の地方裁判所/簡易裁判所の訴訟率の規定要因について—本人訴訟率を中心にー」2015年05月10日 日本法社会学会（首都大学東京(東京都八王子市)）

2) 馬場 健一「司法制度利用率の地域別比較研究の示唆するものー沖縄の経験は何を教えるかー」2016年05月29日 日本法社会学会（立命館大学朱雀キャンパス(京都府京都市)）

3) 馬場 健一「司法制度改革が訴訟代理にもたらしたものー司法統計からの考察ー」2017年05月28日 日本法社会学会（早稲田大

学(東京都新宿区))

(2)研究分担者

( )

〔図書〕 (計 1 件)

上石圭一・大塚浩・武藤勝宏・平山真里編  
『現代日本の法過程（下巻）』信山社,  
2017 所収, 馬場 健一「司法制度利用  
率の地域研究の示唆するものー沖縄の経験か  
ら法と社会を考えるー」査読無し。45-72

研究者番号 :

(3)連携研究者

( )

研究者番号 :

(4)研究協力者

( )

○出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

○取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年月日 :

国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

馬場 健一 (BABA, Ken-ichi)  
神戸大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号 : 30238224